

新たに旅館業営業を始められる方へ



はじめに

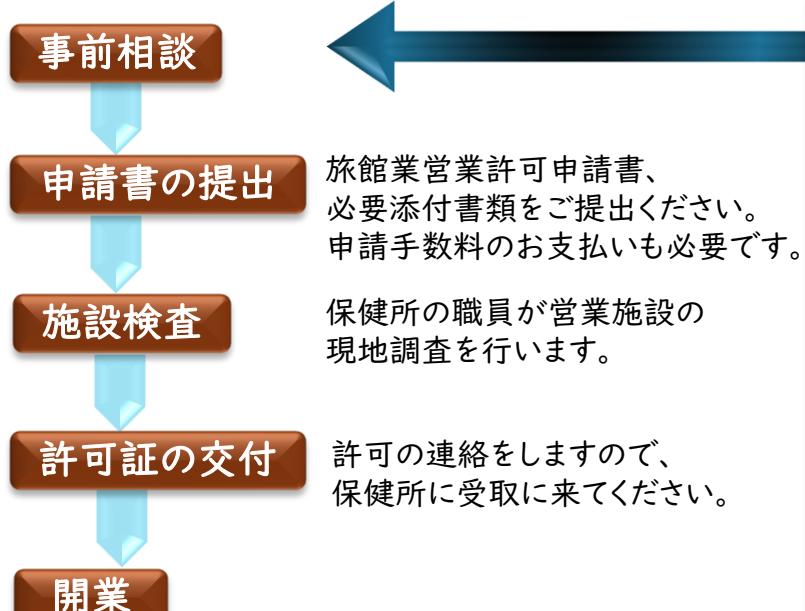
旅館業とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいいます。旅館業は、その内容、設備により、「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」、「下宿営業」に分けられており、営業許可が必要となります。旅館業営業をお考えの方は、必ず事前にご相談ください。なお、保健所の旅館業担当が立入調査等で不在にすることがあるため、事前にお電話(0920-47-0260)でご連絡のうえ、来所ください。

『民泊』と『民宿』の違いについて

『民泊』とは、住宅として使用している施設において、旅行者などから宿泊料を受けて宿泊させるもので、「住宅宿泊事業法」に基づく届出が必要です。また、年間宿泊日数が180日以内という上限があります。長崎県内で民泊を始められる予定の方は、長崎県生活衛生課のHPをご確認いただくか、電話(095-895-2363)にてご相談ください。

『民宿』とは、「旅館業法」に基づく許可施設うち、多人数が共用する構造をもつ施設の呼称です(法律上は「簡易宿所」と言われます。)。使用する施設が住宅である必要はなく、年間宿泊日数の制限もありません。

開業までの流れ



主に以下の事項について確認します。
相談者様の方で事前に確認または検討しておこうようお願いします。

- 営業予定地、開業予定期
- 営業予定施設の概要(平面図、
浄化槽の有無、水道水以外の使用
の有無、フロントが無い場合の宿泊
者への対応方法等)
- 関係法令への適合性等について
(詳細は裏面参照)

関係法令への適合性等について

旅館業営業の形態や施設の構造等により、必要に応じて以下の関係法令についての確認が必要です。

対象	必要な許可・届出等	相談先
調理行為を伴う飲食物を提供する	食品衛生法に基づく飲食店営業許可	壱岐保健所
入浴設備を、宿泊者以外にも利用させる	公衆浴場法に基づく公衆浴場営業許可	壱岐保健所
浄化槽を設置する、設置がある	浄化槽法に基づく設置届・変更届	壱岐保健所
施設からの排水関係	水質汚濁防止法の規定に基づく特定施設設置届	壱岐保健所
防火設備等	消防法に基づく適合等	壱岐市消防本部
建築構造	建築基準法への適合等 <u>※別途、旅館業営業者向けに作成されたパンフレットをお渡します。</u>	壱岐振興局建設部 (管理・用地課 建築班)

提出書類と申請手数料

- ・旅館業営業許可申請書
- ・営業施設の構造設備を記載した図面
[建物配置図、各階平面図、側面図、配管図(給排水、ガス等)など]
- ・施設概要がわかる書類
- ・法人の定款又は寄附行為の写し
- ・付近100メートル以内の見取り図
- ・[宿泊者が自ら給湯しない場合]原水(湯)、上がり用水(湯)に井戸水、ボーリング水を使用する場合は、色度、濁度、ペーハー(pH)値、有機物(過マンガン酸カリウム消費量)、大腸菌、レジオネラ属菌の検査結果書
- ・消防法令適合通知書の写し
- ・建築確認検査済証の写し 等

【申請手数料】22,000円